



健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和七年七月二十八日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
薬局いずみ調剤	福島市泉字大仏二九―二	令和七年七月一日
あさかのもり薬局	郡山市安積町成田字漆山五〇番地	令和七年七月一日
あだち調剤薬局	二本松市油井字背戸谷地七―六	令和七年七月一日
なみえ調剤薬局	双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田七―六	令和七年七月一日